

老発0331第9号
令和4年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」の一部改正について

都道府県知事が、市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）が行う地域密着型サービス等の指定及び指導監督等の事務について、報告を求め、又は助言若しくは勧告を行う際は、「市町村指導実施指針」（平成27年3月10日老発0310第2号）を参考に実施されるようお願いしているところですが、今般、介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日付け老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）の別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を新たに定めたことに伴い、別紙のとおり一部改正することとしたので、通知します。